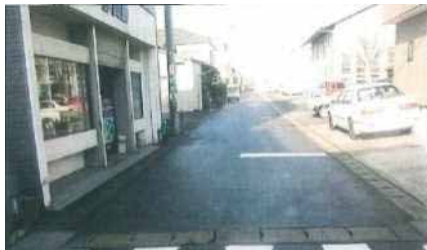


三国祭りを中心とした住民主体のまちづくり(福井県坂井市)

- 日本海に面する三国湊町は、^{くすりゅうがわ}九頭竜川やその支川の^{あすわがわ}足羽川などを使った水運による物流の拠点として発展した港町である。
- 現在でも、格子戸が連なる町家、豪商の面影が残る歴史的建造物など、交易により発展した情緒あるまちなみが残り、このような景観の保全・創出やイベントの開催等により、観光客数が増加傾向となっている。

三国祭りを演出するまちなみ整備

- ▶ 北陸三大祭りである「三国祭り」の際に山車が練り歩くルートにおいて、**舗装を石畳にする**とともに沿道の**歴史的建造物を修景**。
- ▶ 整備されたまちなみにおいて祭りが行われ、活気と賑わいが生み出される。



舗装の石畳化

山車小屋の修景



三国祭り

協定に基づく一般住宅の外観修景

- ▶ 湊町地区特定景観計画区域内では、**市と地区が景観づくり協定を締結**。市は、**地区内の一般住宅の外観修景に対し助成**。



【協定の概要】

- 建築物の高さ及び壁面の位置は、できる限り隣接する建築物に揃える。後退する場合は、門・塀等を設置する。
- 歴史的景観や自然環境と調和するよう、落ち着いた色彩を基調とする。
- 形態は、和風を基本とし、歴史的景観やまちなみの連続性、地区、界隈の景観特性に配慮した意匠とする。

【助成制度の概要】

- 補助対象：地区の協定に準拠するよう行う外観修景工事
- 補助率：1/3 (上限150万円)
- 実施件数：66件 (H28時点)

空き家等の活用

- ▶ 地元のまちづくり団体が空き家のリノベーションを進めており、これまでにゲストハウスや文学資料館等が整備されている。(活用実績：H26：2件、H27：4件)



くすり屋



ゲストハウス「詰所三国」



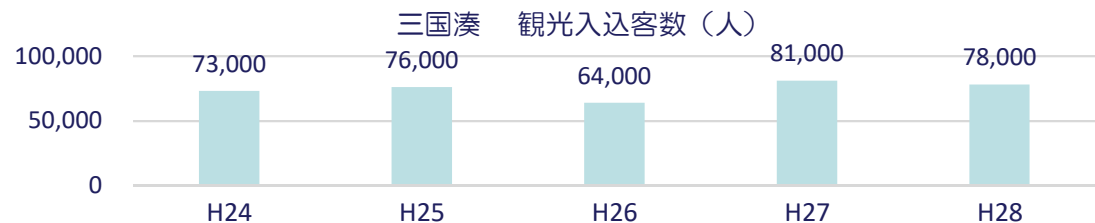
蔵



文学資料館「マチノクラ」

- 地元住民や個人店主等から成るまちづくり団体「三国會所」は、空き家の再生とそれによる賑わいや雇用を生み出すことを目的として空き家のリノベーションを進めている。
- 空き家オーナーからの申出があり、かつ古民家や土蔵などリノベーションをすることで**まちなみ景観が向上する物件を対象**として整備している。

施策の効果



重点地区の設定による景観づくりと観光振興(愛媛県松山市)

- 道後温泉本館の宿泊者数は、平成13年以降減少傾向にあったが、平成14～20年度に道後温泉本館周辺の整備や建築物のファサード修景を実施した結果、平成23年から増加傾向に転じ、平成26年度には約89万人となった。
- ロープウェイ街では、平成15年度に開始したファサード整備事業の実施前後で、年間観光客数（松山城）及び地価がそれぞれ増加傾向にある。

道後温泉本館正面道路



平成17年頃

平成25年

道後温泉本館の西側正面口の県道を東側(市道)に振り替え、歩行者専用道路を整備。また、建造物のファサード集計や屋外広告物の改善等を実施。

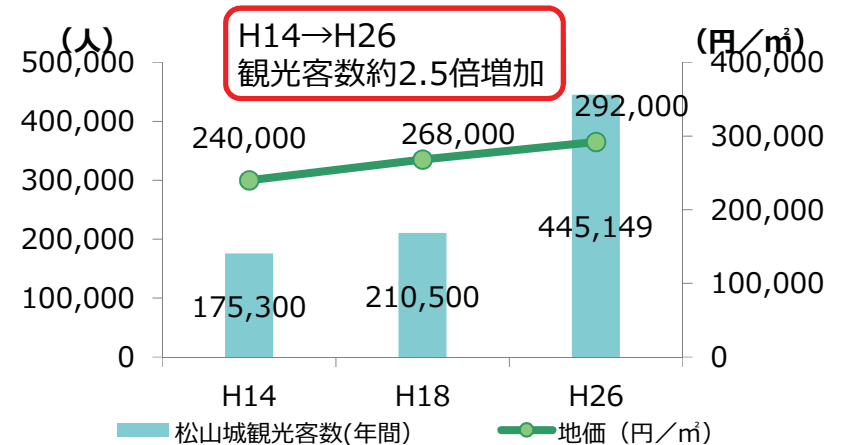
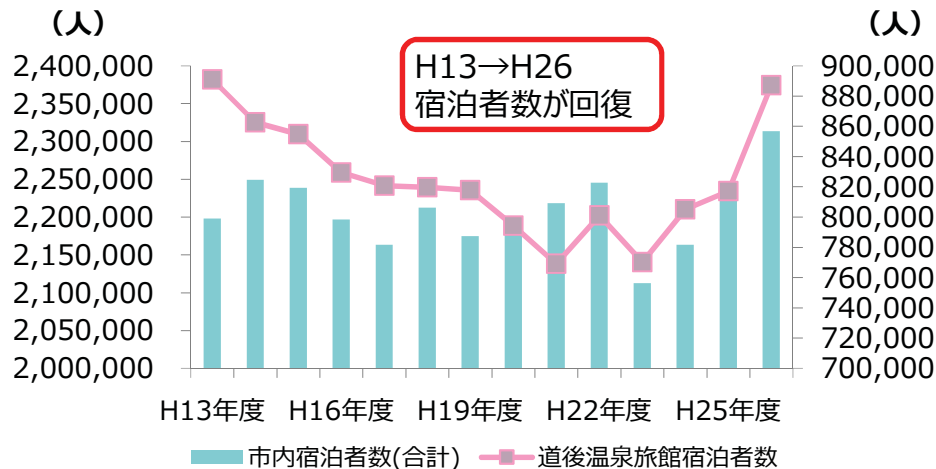
ロープウェイ街



平成14年頃

平成18年頃

松山城のエントランスゾーンにふさわしく、個性的で魅力ある楽しいまちなみを創造する等を目的に、建築物のファサード修景や電線類地中化、アーケード撤去などを進め、開放感のあるオープンモールを整備。



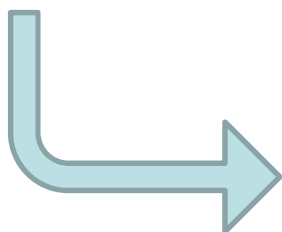
重点地区の設定による景観づくりと観光振興(愛媛県松山市)



平成14年頃

松山城のエンタランスゾーンにふさわしい景観整備

アーケード撤去や電線地中化、道路整備、
建物のファサード整備を実施



- ・ 観光客数は**2.5倍に増加**
- ・ 地区の**地価が高騰傾向**
- ・ 地区内の**空き店舗が減少**

平成18年頃

きめ細かなルールに基づく景観整備による賑わい創出(石川県輪島市)

- 地域の代表者や建築家、漆芸家等から構成される協議会が、地域の伝統的建築様式である浜屋づくりや神社、路地、植栽等、あらゆる景観要素の存在状況を調査。
 - これを踏まえ、建築物の外観修景、無電中化を実施するとともに、敷地境界から建物を1mセットバックする独自ルールを設定。
- ▶
- ・ 地域独自の景観の再生に併せ、**店舗の軒先を休憩所とすることで賑わいを創出**
 - ・ 市内を訪れる**観光客が5年間で1.3倍に増加** (平成23年:約99万人→平成28年:約132万人)



きめ細かなルールに基づく景観整備による賑わい創出(石川県輪島市)



景観まちづくりによる効果

従来のもちづくりの限界

- 緩やかな規制や機能優先のインフラ整備により、雑然とした景観や全国どこでも同じような景観が形成される
 - 地元への誇りや愛着が持てず人口流出が加速
 - 地域の観光資源の魅力が損なわれる



景観まちづくりによる効果

- 景観まちづくりは、地域の個性や魅力を守り、向上させることで、地方創生や観光活性化につながる施策
- 作り手によるハード整備だけでなく、地域の方々とイベントなど
ソフト施策と合わせて実施すると効果的

3. 景観まちづくりの推進に向けて

(2) 景観まちづくりのための国の支援策

政策レビューによって示された課題と対応の方向性

- ・政策レビューとは国土交通省で行っている政策評価の1つ。
- ・重要な政策の施行から一定程度時間が経過した際等に実施するもの。

● 景観・歴史まちづくりを推進するための地方公共団体の課題

アンケート及びヒアリング等から法制度が十分に活用されない理由を分析すると、「認知不足」「知識やノウハウの不足」「職員不足」「地域の協働、理解、関心の不足」「予算不足」といった理由があることがわかった。

① 認知不足

課題：小規模団体を中心に、国の法制度や支援施策等の認知度が低い。

対応：地方開催等による研修の充実、市町村への情報提供における都道府県の役割強化、取組事例や支援制度等に関する情報提供の工夫・充実等を行う。

② 知識やノウハウ不足への対応

課題：職員が**計画策定や届出業務における効果的な指導・協議等の実務面の知識やノウハウ**を身につけることが重要となるが、小規模団体を中心に、全体で約7割の地方公共団体において知識やノウハウが不足している。

対応：届出業務等の実務に役立つ講習会等の開催、技術資料等の整備による情報提供の充実、技術的課題の解決等につながる先進的な取組に対する支援を行う。

③ 職員不足への対応

課題：小規模団体を中心に、全体で約7割の地方公共団体において**専門的な知識を持つ職員の不足が課題**と認識している。

対応：**外部人材や他部局等との連携事例や少人数で取り組むための工夫事例**に関する情報提供、**計画策定時における支援**を行う。

④ 地域の協働、理解、関心の不足への対応

課題：約4割の地方公共団体が地域の担い手不足や地域住民の関心の低さを課題と認識している。

対応：地域住民等の意識の向上や地域活動の活性化等を図る取組に対する支援、取組事例に関する情報提供を行う。

⑤ 予算不足への対応

課題：景観及び歴史まちづくりの推進にあたり、約6割の地方公共団体が**財源の不足**を課題と認識している。

対応：歴史的建造物の継続居住や空き家活用の促進、景観に配慮した公共事業を可能とする**効果的な支援制度の拡充や創設**を行う。

景観法運用指針の一部改正(令和4年3月)

景観行政の更なる推進を図るべく、昨今の社会経済情勢の変化等を踏まえ、景観法運用指針を改正。改正のポイントは、以下のとおり。

1. 無電柱化推進計画(令和3年5月)が策定

→景観形成の観点から無電柱化の推進について追記。

- ・ 景観計画の「行為の制限に関する事項」の工作物の形態意匠の制限に関する事項等として、無電柱化を位置付けられること
- ・ 景観重要公共施設について、整備に関する事項に無電柱化を位置づけられること
占有等の許可の基準として電線類の地中化等を位置づけられること
- ・ 景観地区において、条例で工作物の形態意匠制限として無電柱化を位置づけられること

2. 第5次社重点(令和3年5月)に「景観計画に基づき重点的な取組を進める市区町村数」が設定

→重点地区を設定しきめ細やかな景観規制に取り組むことが望ましいことについて追記。

- ・ 景観計画の「景観計画区域設定の考え方」の例示として、地域に拠り所や顔となる地区を重点地区※として定め、きめ細かな規制誘導を推進すること

※重点的な景観施策の推進が必要な区域であり、景観の保全・形成などを目的として指定

- ・ 景観計画の「届出対象行為」に、重点地区内において、より小規模な行為まで届出対象とすることで、その地区に特化したきめ細やかな規制を行うことができること

3. 都市再生特措法による景観法の特例(都再法第62条の14)

→都市再生整備計画において滞在快適性等向上区域が定められた場合、

一体型事業実施主体等は景観計画の策定・変更を提案することができる旨を追記。

(参考URL)景観法運用指針について

http://www.mlit.go.jp/toshi/townscape/toshi_townscape_tk_000038.html

景観まちづくりに関する国土交通省の様々な支援

- 景観法活用のための技術的参考となる資料の作成
 - 景観法アドバイザーブック（H24.3）
 - 景観計画策定・改定の手引き（R4.3）
- 参考となる良好な景観事例の整理
 - 良好な景観まちづくりがもたらす効果に関するパンフレット（H28.3）
 - 世界に誇れる日本の美しい景観・まちづくり事例集（H30.3）
- 社会資本整備総合交付金
 - 街なみ環境整備事業
 - 都市公園事業など
 - まちなかウォークアブル推進事業の創設（都市再生整備計画事業の拡充）
- 景観改善推進事業（令和2年度より創設）



「景観計画策定・改定の手引き」・「景観計画・まちづくりの質向上アイデア集」について

地方公共団体による景観まちづくりの取組を一層推進するため、平成31年3月に公表した「景観計画策定の手引き」「別冊 景観計画・まちづくりの取組事例集」の内容をもとに、令和4年3月に「景観計画策定・改定の手引き」及び「景観計画・まちづくりの質向上アイデア集」を公表。

○策定編
 これから景観計画策定に取り組む地方公共団体向けに、景観計画策定の基本的な進め方や「財源の確保」「職員不足」「知識や技術の不足」等の課題を解決する工夫事例をとりまとめ。

○改定編
 これまで景観計画を策定し景観まちづくりに取り組んできた地方公共団体向けに、景観計画改定の検討の参考となるよう、具体的な改定内容の検討方法、景観計画改定案の作成方法などを整理。

○質向上アイデア集
 景観まちづくりに取り組む地方公共団体が取組をステップアップする際の参考となるよう、景観まちづくりの質向上のアイデア、個別の景観課題への対応、アンケート結果などをとりまとめ。



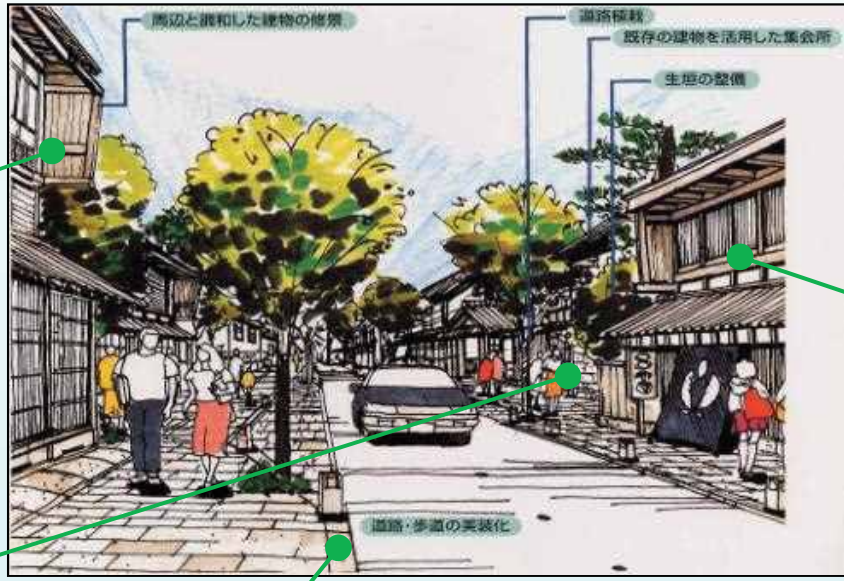
社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)による支援

景観法による景観計画区域又は景観地区の一部又は全部を含む区域等で面積1ha以上の地区について、地方公共団体、景観整備機構及び住民による景観形成の取組を支援。

住宅等の外観の修景



集会所等の生活環境施設の整備

地区内の公共施設の整備

道路・公園等の整備



電線の地中化




景観重要建造物等の保全・活用に対する支援

景観重要建造物の修理(耐震改修含む)費、買取費、移設費

交付率

- 【直接補助】 1/3
- 【間接補助】 事業主体の補助に要する費用の1/2又は補助事業費の1/3のいずれか低い額



※一般公開を行うものについては、内装の修理も支援

社会資本整備総合交付金(都市公園事業など)による支援

＜社会資本整備総合交付金＞

・都市公園事業:都市公園の整備に関する事業

事業要件の1つである「国家的事業関連公園」に、景観重要建造物等を活用することが記載

「国家的事業関連公園」とは

・我が国固有の優れた歴史的・自然的・文化的資源、又は景観法に基づく景観重要建造物等を活用する観光振興の拠点となる都市公園等

「国家的関連事業※の開催に向けた都市公園の整備等に関する事業」が重点配分の対象となっている。
※景観法に基づく景観重要建造物等を活用する観光振興の拠点となる都市公園等を整備する事業

市民緑地等整備事業:民緑地契約に基づき行う緑地の利用又は管理等のために必要な施設整備を行う事

事業要件の1つである都市要件として「景観計画の策定」が記載

都市要件(抜粋)

・緑の基本計画が策定済み若しくは策定中の都市、又は景観計画が策定済み若しくは策定中の都市

まちなかウォーカブル推進事業

○車中心から人中心の空間へと転換を図る、まちなかの歩いて移動できる範囲において、滞在の快適性の向上を目的として市町村や民間事業者等が実施する、道路・公園・広場等の整備や修復・利活用、滞在環境の向上に資する取組を重点的・一体的に支援し、「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりを推進する事業

事業主体等 【交付金】 市町村、市町村都市再生協議会 国費率：1 / 2
 【補助金】 都道府県、民間事業者等 国費率：1 / 2

施行地区 ① 都市再生整備計画事業の施行地区※、かつ、
 ② 都市再生特別措置法に基づく滞在快適性等向上区域（当該区域の周辺整備に係る事業が実施される地区を含む）
※立地適正化計画策定に向けた具体的な取組を開始・公表していない市町村に対する令和6年度末までの経過措置は対象外

対象事業

—— 無電柱に関する項目

【基幹事業】

道路、公園、地域生活基盤施設（緑地、広場、地域防災施設等）、高質空間形成施設（歩行支援施設等）、既存建造物活用事業、滞在環境整備事業、エリア価値向上整備事業、計画策定支援事業※ 等

※都市再生整備計画にグリーン化、デジタル技術・データの活用、子ども・子育て支援等の国が指定する「重点的に取り組むテーマ」及びテーマに即した目標・指標を設定した場合に実施可能

【提案事業】

事業活用調査、まちづくり活動推進事業、地域創造支援事業（市町村の提案に基づくソフト事業・ハード事業）

事業のイメージ

- **歩きたくなる空間の創出 Walkable**
 - 街路空間の再構築
 - 道路・公園・広場等の整備及び既存ストックの改修・改変
 - 道路の美装化・芝生化、植栽・緑化施設や水上デッキの整備等による公共空間の高質化
 - 滞在快適性等向上区域を下支えする周辺環境の整備（フリンジ駐車場、外周道路等の整備）
- **歩行者目線の1階をまちに開放 Eye Level**
 - 沿道施設の1階部分をリノベーションし、公共空間として開放
 - 1階部分のガラス張り化等の修景整備
- **既存ストックの多様な主体による多様な利活用 Diversity**
 - 官民の土地・施設を一体的に改修し、自由に利活用できるコミュニティバブや公開空地として開放
 - 公共空間にイベント等で利用できる給電・給排水施設等を整備
 - 利活用状況を計測するセンサーの設置や、データを分析・見える化し、まちの情報を発信するシステムの整備
- **開かれた空間の滞在環境の向上 Open**
 - 屋根やトイレ、照明施設、ストリートファニチャー等の整備
 - 滞在環境整備に関する社会実験やコーディネート等の調査



「景観改善推進事業」について

目的

- 魅力的かつ快適な「集約型都市」を目指す地域等において、景観計画を策定・改定する市区町村に対する総合的な支援を行うとともに景観規制上既存不適格となる建築物等への是正措置に対する支援を実施。
- これにより、歴史的なまちなみや自然景観など、地域の個性や特性を活かした景観形成を図り、質の高い景観まちづくりを推進することで、地域住民にとっての快適性や、内外からの観光客の訪問先としての魅力を向上し、地域活性化や観光立国の実現等を図るとともに、ポストコロナにおける多様な価値観の受け皿となる個性的な都市の形成にも貢献。

支援内容

【対象事業】

- (1) 景観計画策定・改定に要する経費
- (2) 景観計画策定・改定にあたっての外部専門家登用やコーディネート活動に要する経費
- (3) 景観規制上既存不適格となる建築物等への是正措置に要する経費

【補助率】

- 上記(1)、(2) 事業主体がa.かつb.に該当する場合 1 / 2
- 事業主体がa.に該当する場合 1 / 3
- 上記(3) 事業主体がa.に該当する場合 1 / 3

【事業主体】

- a.景観に関連のある計画等を定めている市区町村
- b.立地適正化計画策定または策定に向けた具体的取組を開始・公表している市区町村

※景観に関連のある計画等

- ・古都保存法に基づく歴史的風土保存計画
- ・歴史まちづくり法に基づく歴史的風致維持向上計画
- ・文化財保護法に基づく重要伝統的建造物群保存地区
- ・観光圏整備法に基づく観光圏整備計画
- ・棚田地域振興法に基づく棚田地域振興活動計画
- ・「明日の日本を支える観光ビジョン」に基づく主要な観光地
- ・都市再生特別措置法に基づく滞在快適性等向上区域



景観規制により既存不適格となった建築物の色彩変更や工作物の是正措置（イメージ）

景観まちづくり関連税制

○景観まちづくりを推進するため、税制の特例措置を講ずるもの。

相続税

- ・景観重要建造物である家屋及びその敷地について、**3割評価減**



イメージ

所得税・法人税等

- ・景観重要公共施設の整備に関する事業の用に供する土地等を、個人・法人が地方公共団体又は景観整備機構に譲渡する場合、譲渡所得等について**1,500万円控除**



イメージ

無電柱化への財政的支援（市街地開発事業等）

○市街地開発事業等における無電柱化に対しては、街路整備への補助に加え、まちづくり関連の補助制度にも幅広い支援メニューがあります。

《補助制度の概要》

●街路整備への補助

（無電柱化推進計画事業、社会資本整備総合交付金）

- ・主として都市計画道路における電線共同溝方式の無電柱化を支援。
- ・令和3年度より、組合施行の土地区画整理事業等に補助対象を拡充（※1）

（※1）無電柱化推進計画事業

●まちづくりへの補助

（都市構造再編集中支援事業、社会資本整備総合交付金）

- ・主として生活道路（区画道路）における様々な方式（※2）の無電柱化を支援
- ・民間事業者に対しては、地方公共団体からの間接補助が可能

（※2）電線共同溝方式、自治体管路方式、要請者負担方式、裏配線・軒下配線など

- ・令和4年度より「無電柱化まちづくり促進事業」を創設

⇒ 市街地開発事業等において、既存の支援制度の対象とならない生活道路の無電柱化を支援することにより、意欲ある事業主体の無電柱化の取組を促進

無電柱化推進計画事業補助制度

制度の概要

「無電柱化推進計画」に定めた目標の確実な達成を図るため、同目標に係る地方公共団体による無電柱化の整備を計画的かつ集中的に支援。

補助対象者

無電柱化推進計画事業を行う地方公共団体又は土地区画整理事業、市街地再開発事業等を施行する者に対し、その経費の一部に対して負担金の負担又は補助金の交付を行う地方公共団体

事業要件

・以下のいずれの条件にも該当する事業

①「無電柱化推進計画」に定めた目標の確実な達成に資する事業であって、「都道府県無電柱化推進計画等」（地方版無電柱化推進計画）に位置づけられている事業

② 低コスト手法の活用や新技術・新工法の導入等の検討により低コスト化に取り組む事業

※ ただし、令和元年度末において、既に工事に着手しているなど工法・手法が決定している事業は除く。

補助率

■ 現行法令に規定する補助率

・補助国道、都道府県道又は市町村道の改築
… 5. 5 / 10

(これに加え、地域の財政力に応じた嵩上げが可能)

※ 沖縄県の区域内の地方公共団体に対しては、社会資本整備総合交付金と同様、沖縄振興特別措置法施行令に基づく補助率を適用

事業のイメージ

緊急輸送道路等の防災性の向上



良好な景観の形成



その他

PFI手法を活用する場合の国庫債務負担行為の年限は、PFI法に基づき30箇年以内

都市構造再編集中支援事業

○「立地適正化計画」に基づき、地方公共団体や民間事業者等が行う都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化、居住の誘導、災害からの復興の取組等に対し集中的な支援を行い、各都市が持続可能で強靱な都市構造へ再編を図ることを目的とする事業。

事業主体：地方公共団体、市町村都市再生協議会、民間事業者等
 国費率：1 / 2（都市機能誘導区域内等）、45 %（居住誘導区域内等）

対象事業

— 無電柱に関する項目

<市町村、市町村都市再生協議会>

○都市再生整備計画※に基づき実施される次の事業等のうち立地適正化計画の目標に適合するものをパッケージで支援。
 ※市町村が作成する都市の再生に必要な公共公益施設の整備等に関する計画

【基幹事業】

道路、公園、河川、下水道、地域生活基盤施設（緑地、広場、地域防災施設、再生可能エネルギー施設等）、高質空間形成施設（歩行支援施設等）、高次都市施設（地域交流センター、観光交流センター、テレワーク拠点施設等）、都市機能誘導区域内の誘導施設※・基幹的誘導施設（医療、社会福祉、教育文化施設等）、エリア価値向上整備事業等

【提案事業】

事業活用調査、まちづくり活動推進事業（社会実験等）、地域創造支援事業（提案に基づく事業）

【居住誘導促進事業】

住居移転支援、元地の適正管理等

<民間事業者等>、<都道府県等（複数市町村が広域的な誘導施設の立地方針を定めた場合に限る。）>

○都市再生整備計画に位置付けられた都市機能誘導区域内の誘導施設※及び基幹的誘導施設（広域で利用される誘導施設）の整備

－民間事業者に対する支援については、市町村又は都道府県が事業主体に対して公的不動産等活用支援を行う事業であることを要件とし、事業主体に対する市町村の支援額と補助基本額（補助対象事業費の2 / 3）に国費率を乗じて得られた額のいずれか低い額を補助金の額とする。

※誘導施設については、三大都市圏域の政令市・特別区における事業は支援対象外だが、広域連携を行った場合は政令市を支援対象とする。

施行地区

○立地適正化計画の「都市機能誘導区域」及び「居住誘導区域」

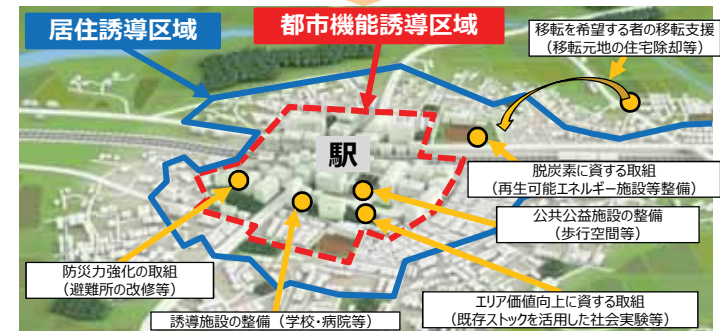
－ただし、都市計画運用指針に反して居住誘導区域に土砂災害特別警戒区域等の災害レッドゾーンを含めている市町村、市街化調整区域で都市計画法第34条第1号に基づく条例の区域を図面、住所等で客観的に明示していない等不適切な運用を行っている市町村は対象外

○その他、以下の地区においても実施可能

- ・立地適正化計画に基づいて誘導施設を統合・整備する場合、廃止された施設の除却等
- ・都市機能誘導区域及び居住誘導区域に隣接する区域において水辺まちづくり計画がある場合、計画に位置付けられている事業
- ・市街化区域等内の居住誘導区域外において、あるべき将来像を提示している場合、緑地等の整備
- ・居住誘導区域面積が市街地化区域等面積の1 / 2以下の市町村の居住誘導区域外、または市街化区域を市街化調整区域に編入した市町村の当該編入した市街化調整区域から、居住誘導区域への居住の誘導を促進するために必要な事業

市町村が立地適正化計画を作成・公表

まちづくりの方針、都市機能誘導区域・居住誘導区域等を設定



まちづくりに必要な事業を都市再生整備計画に位置づけ

市町村が都市再生整備計画を作成・公表

都市構造再編集中支援事業による支援



都市再生整備計画事業

○市町村等が行う地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを総合的に支援し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的とする事業。

交付対象：市町村、市町村都市再生協議会

交付率：40%（歴史的風致維持向上計画関連や脱炭素先行地域関連等、国の重要施策に適合するものについては交付率を45%に引き上げ）

対象事業

— 無電柱に関する項目

○市町村が作成する都市の再生に必要な公共公益施設の整備等に関する計画（都市再生整備計画）に基づき実施される以下の事業等

【基幹事業】

道路、公園、河川、下水道、地域生活基盤施設（緑地、広場、地域防災施設、再生可能エネルギー施設等）、高質空間形成施設（歩行支援施設等）、高次都市施設（地域交流センター、観光交流センター等）、既存建造物活用事業、土地区画整理事業、エリア価値向上整備事業等

【提案事業】

事業活用調査、まちづくり活動推進事業（社会実験等）、地域創造支援事業（市町村の提案に基づくソフト事業・ハード事業）



施行地区

○次のいずれかの要件に該当する地区

【要件①：コンパクトなまちづくりの推進】

○市町村において、立地適正化計画策定に向けた具体的な取組を開始・公表しており、かつ、以下のいずれかの区域。

- 市街化区域等内のうち、
鉄道・地下鉄駅※から半径1kmの範囲内 又は
バス・軌道の停留所・停車場※から半径500mの範囲内の区域
- 市町村の都市計画に関する基本的な方針等の計画において、都市機能や居住を誘導する方針を定めている区域

※ ピーク時間運行本数が片道で1時間当たり3本以上あるものに限る。

—ただし、令和6年度末までに国に提出される都市再生整備計画に基づく事業に限り、立地適正化計画策定に向けた具体的な取組を開始・公表していなくても、(1)の区域において実施可能

—立地適正化計画の策定に向けた具体的な取組を開始・公表している市町村には、都市構造上の理由等（①市街化区域内の人口密度が40人/h a以上あり、当該人口密度が統計上今後も概ね維持される、②都市計画区域に対する市街化区域の割合が20%以下等）により立地適正化計画によらない持続可能な都市づくりを進めている市町村を含む。

【要件②：市街化区域等の外側における観光等地域資源の活用】

○地方公共団体において、以下のような観光等地域資源の活用に関する計画があり、かつ、当該区域の整備が都市のコンパクト化の方針と齟齬がないと認められる区域

- 歴史的風致維持向上計画
- 観光圏整備実施計画
- 文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の総合的かつ一体的な推進に関する計画 等

都市再生区画整理事業

防災上危険な密集市街地及び空洞化が進行する中心市街地等都市基盤が脆弱で整備の必要な既成市街地の再生、街区規模が小さく敷地が細分化されている既成市街地における街区再編・整備による都市機能更新を推進するための土地区画整理事業に対して、社会資本整備総合交付金により支援。

事業の概要

都市再生区画整理事業

- (調査) 都市再生事業計画案作成事業 (国費率: 1/3または1/2)
〔事業計画の案の作成に関する事業〕
- (事業) 都市再生土地区画整理事業 (国費率: 1/3または1/2)
(都市基盤整備タイプ・大街区化タイプ・空間再編賑わい創出タイプ)
- 被災市街地復興土地区画整理事業 (国費率1/2)
〔大規模な災害により被災した市街地の復興を推進するために施行する土地区画整理事業〕
- 緊急防災空地整備事業 (国費率1/2)
〔事業認可前の地区において、土地を買い取ることで、認可後の減価買取期間を短縮する事業 (買収した土地は将来道路等の公共用地に換地)〕

○交付対象費用

調査設計費、宅地整地費、移転移設費、公共施設工事費、減価補償費、供給処理施設整備費、電線類地下埋設施設整備費、公開空地整備費、立体換地建築物工事費、仮設建築物整備費、浸水対策施設整備費、防災関連施設整備費、機械器具費、エリマネ活動拠点施設整備費 等

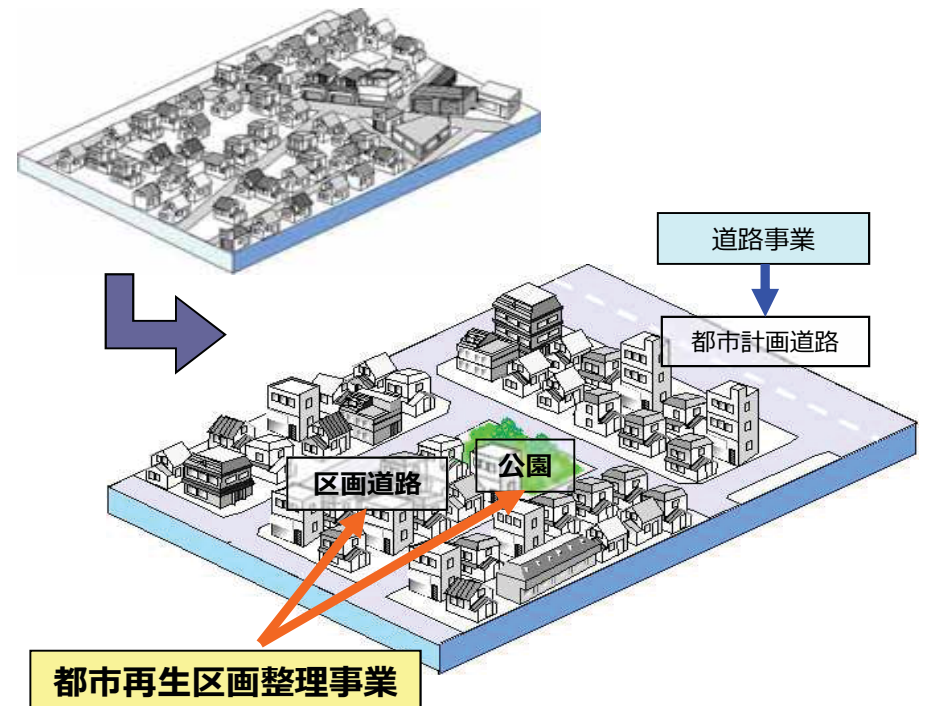
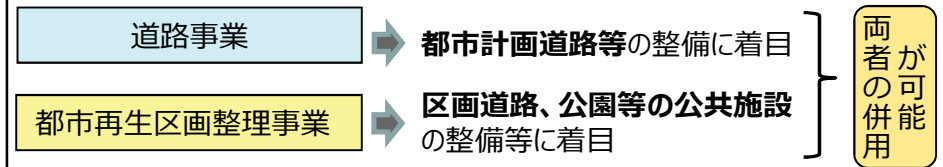
— 無電柱に関する項目

○交付金事業者

地方公共団体、土地区画整理組合、個人施行者(※)、都市再生機構 等
※3人以上の地権者からなる共同施行者 (立地適正化計画に誘導施設の整備を行う者が位置づけられた場合は2人以上) または同意施行者 (民間事業者である場合は、地権者2人以上の同意を得て、かつ立地適正化計画に位置づけられた誘導施設の整備主体に限る)

<社会資本整備総合交付金>

道路事業と都市再生区画整理事業の併用地区のイメージ



無電柱化まちづくり促進事業

事業概要

市街地開発事業等における新設電柱の抑制を図るため、電線共同溝方式によらずに実施される無電柱化に対する支援を行い、地方公共団体と連携を図りつつ、小規模事業も含めた無電柱化の取組を促進する。

交付要件

・以下のいずれの条件にも該当する無電柱化事業

- ①地方公共団体が策定する「無電柱化まちづくり促進計画」に基づく事業
- ②市街地開発事業等において電線共同溝方式（※）によらずに行われる事業
- ③電線管理者が事業費の一部（地上機器・電線等）を負担する事業

※電線共同溝の整備等に関する特別措置法に基づき、道路管理者が電線共同溝を整備し、電線管理者が電線、地上機器等を整備する方式

交付対象事業費

無電柱化に係る設計費及び施設整備費（地上機器・電線等の工事費を除く）

※間接交付の場合、上記の2/3を超えない額とする

（区域面積が3,000㎡未満の場合は上記の1.2倍の2/3を超えない額とする）

国費率

1 / 2

※間接交付の場合は地方公共団体が補助する額の1/2

交付対象

地方公共団体

※事業者が組合・民間事業者等の場合は間接交付

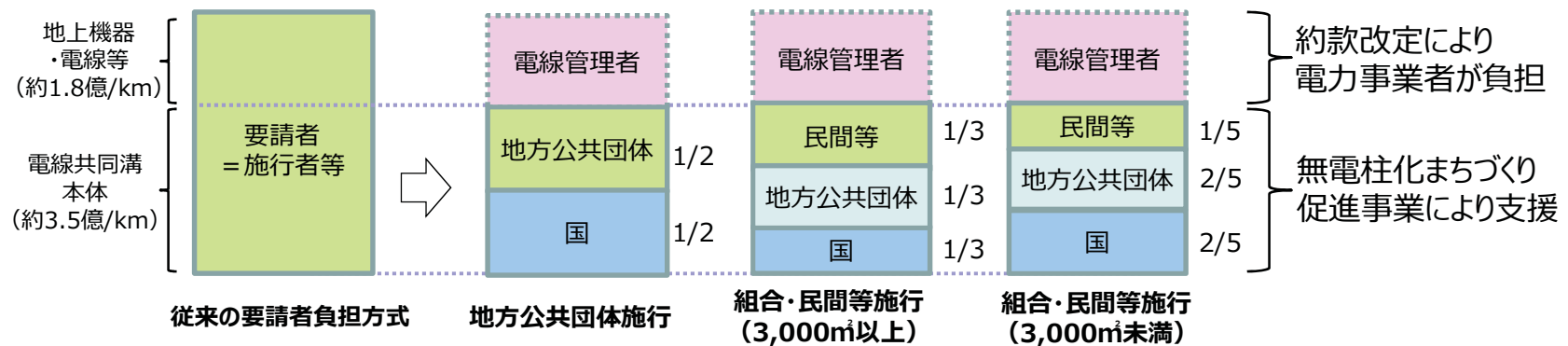


生活道路の無電柱化のイメージ

無電柱化まちづくり促進事業の費用負担イメージ

- 市街地開発事業等において電線共同溝方式によらずに実施される無電柱化について、一般送配電事業者が一部（地上機器・電線等）費用を負担するよう託送供給等約款を改定（2022年1月より運用開始）
 - 上記を除いた市街地開発事業等の施行者が負担する部分（電線共同溝本体）については、無電柱化まちづくり促進事業により支援が可能。
- ⇒ これまで市街地開発事業等において電線共同溝方式によらずに実施される無電柱化は、要請者である市街地開発事業等の施行者が全額費用負担するケースが多かったが、上記2点により施行者の負担を縮減することが可能となった。

新たな制度等の活用による施行者等の負担軽減（イメージ）



都市景観大賞

都市景観大賞

良好な都市景観を生み出す優れた事例を選定し、その実現に貢献した関係者を顕彰し、広く一般に公開することにより、より良い都市景観の形成を目指す。

① 都市空間部門

街路・公園・水辺・緑地等のパブリックスペースと建物等が一体となって良質で優れた都市景観が形成され、それを市民が十分に活用することによって、地域の活性化が図られている地区

② 景観まちづくり活動・教育部門

良好な景観形成等のための活動を地域に根差して行っており、それらが地域の人々の良好な景観形成等への意識・関心の高揚等につながっている優れた活動

各賞概要

「大賞」 国土交通大臣賞

「優秀賞」 (財)都市づくりパブリックデザインセンター会長賞

「特別賞」 (財)都市づくりパブリックデザインセンター理事長賞

推進体制

主催:「都市景観の日」実行委員会

(公財)都市づくりパブリックデザインセンター、(公財)都市計画協会、(一社)日本公園緑地協会、(独)都市再生機構など

後援:国土交通省

都市景観の日

都市景観に対する国民の意識啓発を目的として、平成2年に「都市景観の日」を創設。その日を中心に都市景観に係る各種イベント等の活動を重点的に展開することとした。

○都市景観の日： 10月4日

○制定理由： 都市景観について考えをめぐらし、様々な行事を実施するのに、さわやかな10月が最も適切であること、更に「としび(十・四・日)」という語呂がよいことから制定。

令和5年度

都市景観大賞

募集期間

令和4年10月4日(火) - 12月19日(月)

エントリー締切 令和4年11月30日(水)

令和4年度 都市景観大賞 国土交通大臣賞（受賞地区・受賞活動）

「都市空間部門」

大阪府 大東市 北条(morineki) 地区

【応募者】 大東市、株式会社コーミン、東心株式会社、株式会社ブルースタジオ、株式会社石本建築事務所、もりねき未来会議

（所在地： 大阪府 大東市）

概要

市営住宅の建て替えを契機に、官と民が連携し、公園、道路、河川等の一体的なエリアのつながりを意識してまちをリデザイン。借景の生駒の山並みや周辺の街並みとも調和した住宅棟群、商業・オフィス棟群、都市公園はそれぞれ敷地が分かれていながら、計画地全体が公園のように連続し境界を感じさせない景観を実現。多様な人々の交流を創出。



地理的・歴史的環境を活かした街並みの整備

（当地区の西側：南北に東高野街道筋・権現川、東側：生駒山系飯盛山）

「景観まちづくり活動・教育部門」

白川「緑の区間」における 水辺の賑わいを創出するための地域活動

【応募者】 白川「緑の区間」利活用推進協議会

（活動範囲： 熊本県 熊本市）

概要

市街地を貫流する白川の下流域において、長年の住民との合意形成を経て、景観と治水対策の両立が図られた河川整備により生み出された空間（河川公園）を有効活用。水辺とまちが一体となった美しい景観と新しい賑わいを創出する活動により、中心市街地全体の活性化へのつながりとともに、治水と環境の両立などに関する市民の関心も高まっている。



白川「緑の区間」での「白川夜市」等の取組

（地元の商工関係者・自治会・まちづくり団体や行政等、多くの方が関わる）

4. 今後の展開

今後の景観まちづくりのあり方報告書(概要)①

第1章：景観政策を巡る新たな社会動向と最近の取組

- 人口減少・都市のスポンジ化
- コンパクト・プラス・ネットワークの推進
- 「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくり
- 新型コロナ危機を契機とした意識の変化
- スマートシティの推進による新技術の活用
- 景観計画の策定・改定の推移



第2章：今後の景観まちづくりのあり方

1. 目指すべき景観まちづくりの方向性 2. 現状・課題と取組の方向性

【今後の景観まちづくりの方向性】

『景観価値を再構築し、技術力を向上することにより、地域の個性を磨き上げた「質の高い」景観まちづくり』を実現する。

▶ 上記の実現に向けて、以下(1)～(3)の3つの取組の方向性を設定する。

(1) 質の高い空間形成による積極的な景観価値の創出

▶ 上位計画等と連動し、中心市街地や歴史的まち並みを有する地区などの地域の拠り所や顔となる場所への積極的な景観価値の創出を目指す取組

○地域の拠り所や顔となる場所へのきめ細やかかつ集中的な景観施策の推進

○質の高い公共施設の整備



■長門市 景観形成重点地区



(2) 地域の景観資源を活かした持続的景観の保全

▶ 農山漁村等の風景や生活景の保全への取組、及び持続可能なまちづくりの観点からの防災対策と景観保全の両輪での取組

○農山漁村等の風景や身近な生活景における景観保全の取組

○広域的な景観保全の取組

○小規模自治体での景観施策の推進

○空き地等の利活用や適正な管理による景観支障の改善

○持続可能なまちづくりにおける防災対策と景観保全の取組

(3) 景観まちづくりの技術力向上

▶ 新技術の活用や様々な主体の協働によって技術力を向上させ、より効果的な景観まちづくりを推進する取組

○新技術の活用による景観協議の充実

○効果的な普及啓発による行政職員の技能スキル向上

○専門家や市民を含めた組織の構築と連携強化による協働

○時間軸を意識した計画策定と将来ビジョンの共有

今後の景観まちづくりのあり方報告書(概要)②

第2章：今後の景観まちづくりのあり方 3.今後の景観政策のあり方

(1)質の高い空間形成による積極的な景観価値の創出

(1) -1.都市・まちづくり戦略と連動する形での重点地区の指定

- 地域の拠り所や顔となるような質の高い景観形成に取り組む地区を重点地区に設定する
- 届出による行為規制により、きめ細かな景観誘導を図る
 - ・より小規模な行為についても届出対象行為とする
 - ・行為ごとに異なる景観形成基準を定める
- 観光や立地適正化計画等のまちづくりと連携した景観ビジョンを提案する
 - ・景観向上だけを目的とせず、まちづくりと連携することで、景観形成の取組をより進めやすくする。
- 景観形成に厚みを生む景観重要建造物等の指定も並行して行う



松山市 景観計画区域



姫路市 都市景観形成地区

(1) -2.景観重要公共施設制度の積極的な活用

- 公共施設は良好な景観の形成に重要となるため、景観重要公共施設の指定をより積極的に行う
- 景観重要公共施設に加え、その周辺の土地利用も含め、面的に景観計画に位置づける
- 無電柱化の推進を図るなど積極的な活用を推進する



- 岡崎市
景観重要公共施設の指定状況
- 景観重要道路
 - 景観重要河川
 - 景観重要公園
 - 眺望景観保全地域
 - 中心市街地地区
 - 八帖地区景観形成重点地区
 - 都市機能誘導区域(立地適正化計画)
 - 重点区域(歴史的風致維持向上計画)



(1) -3.発注方式や一貫した監理体制等の検討

- デザインの一貫性を担保するには、基本構想・計画段階から設計、施工監理まで一貫したデザインマネジメントが求められるため、設計段階だけでなく施工・管理段階においてもデザイン監理を実施する体制づくりが重要となる
- 公共事業に関するガイドラインやマニュアルを作成・運用することで意思伝達を円滑化を可能にする
- 設計に加えて施工の段階においても、デザインコントロールを行うアドバイザーの活用を推奨する

今後の景観まちづくりのあり方報告書(概要)③

第2章：今後の景観まちづくりのあり方 3.今後の景観政策のあり方

(2)地域の景観資源を活かした持続的景観の保全

(2) -1.地域の背後にある歴史や文化、環境等の繋がりの強化

- 農山漁村の景観の価値を共有するためには、地域の背後にある歴史や文化、経済、産業などのつながりも含めて伝える必要があり、関係部局の担当者にも景観に関する取組を周知する等が重要となる
- 生業を支援するソフト施策も含めた景観計画を策定し、景観計画と他施策を連動させることが効果的

(2) -2.都道府県が主導できる仕組みの構築

- 市区町村だけでは足並みが揃わない場合もあり、国や都道府県による支援方策の検討が必要となる
- 広域的な景観保全には、市区町村が景観行政団体となっている場合にも都道府県が積極的かつ効果的に景観行政に関与する必要がある
- 広域的な景観保全には、市区町村と都道府県の協働や、市区町村の考えを踏まえた都道府県による景観計画の策定も効果的

(2) -3.小規模自治体への取組支援

- 自治体の規模が小さくなるほど、景観計画の策定率は減少し、景観施策が推進できていないため、小規模な自治体への専門家派遣等、小規模自治体においても景観施策が推進されるような仕組みを構築することが重要



(2) -4.非建築行為である建造物の除却や空き地等に対する取組

- 景観を維持していくためには一度景観計画を策定して終わるのではなくマネジメントを続けることが重要となる
- 最も身近にいる地域住民等による景観パトロールや診断で景観の変化を把握する
- 暫定利用の促進による空き地の利活用や適正管理が重要となる



黒石市 空き地を活用したイベント

(2) -5.景観計画に防災・減災の視点を取り入れる取組

- 近年、災害の頻発化・激甚化により歴史的街並みなどの景観上重要な地区でも被災する事例があり、被災後に大きく景観が失われる恐れがある
- シミュレーションやハザードマップ等の災害情報と関連させながら、防災の視点を景観計画に反映させていくことが重要となる
- 被災時における景観分野の専門家派遣や計画策定時の体制構築等、復旧・復興に備えた景観形成への役割分担を明確化する

今後の景観まちづくりのあり方報告書(概要)④

第2章：今後の景観まちづくりのあり方 3.今後の景観政策のあり方

(3)景観まちづくりの技術力向上

(3) -1.新技術の活用による景観形成・誘導や市民参加のあり方

- 現在の景観協議は、ある程度イメージが出来上がった段階での実施が多く、協議の段階では、実質的に現状計画を認めざるを得ないため、構想段階で3D都市モデル等のデジタル技術を活用し、その場で提案変更できるようにするなど、景観協議の場でも有効なツールとして活用を検討する



いわき市 PLATEAUの活用例

- 会場参加が難しい子育て世代や若年層が参加できるようなオンラインツールを活用した景観協議の実施を検討する
- 継続的な景観まちづくりの進行管理の実現のために、データ更新や維持管理を含めた体制の構築が必要となる

(3) -2.オンライン等を活用した効果的な普及啓発

- HPIにおける景観施策の情報の充実を図る
- オンラインを活用した効果的な情報提供による、景観まちづくり推進の担い手を育成する
 - ・行政職員の理解度、地域特性の種別等に応じた情報提供
 - ・景観分野の専門家を交えたオンラインセミナーの継続実施
- セミナーに加え、自治体同士での議論や相談の場を提供する

(3) -3.デザイン行政の促進や行政と有識者との信頼関係の構築

- 行政職員と景観分野の専門家との協働で景観行政に取り組む姿勢が必要となる
- 有識者が行政内部から調整等を行う仕組み（インハウス・スーパーバイザー）を活用する
 - ・長崎市では景観専門監を設置し、景観に関わるあらゆる事業を監修対象として「公共施設のデザイン指導や監理」、「職員の育成」を担っている
- 景観法に基づく届出に対し、状況に応じて早期段階からのアドバイザーへ情報共有し審査することが効果的

(3) -4.景観整備機構の取組強化と活動の共有化等による横連携の強化

- 景観整備機構には行政職員のような異動による影響はなく、中長期的に景観形成に対して地域の実情に応じた的確なアドバイスができるため、景観行政への積極的な参画が望まれる。
- 景観整備機構の間で情報を交換・共有できる機会を創出する



鎌倉市
(一社)ひと・まち・鎌倉ネットワーク

(3) -5.時間軸を意識した計画策定・運用と将来ビジョンの共有

- 景観計画は、新たな課題や景観まちづくりの進捗を踏まえた見直しが必要である
- 景観計画を見直して、再評価する仕組みを構築する
- 行政や民間が各々考える多様な将来像を、景観部局が共通のイメージとしてまとめ、展開する役割を担うことが期待される

5. おわりに

本日お伝えしたかった事項

- 人口減少などの社会情勢の変化やニューノーマルに対応した今後のまちづくりにおいて、**地域の自然・歴史・文化や観光資源等を磨き上げた「質の高い」景観まちづくり**がより重要。
 - ① 地域の拠り所や顔となる場所を「**重点地区**」として、その区域に特化したきめ細やかで集中的な取り組みが必要。
 - ② 住民・事業者、地方公共団体、専門家、国など、**地域関係者の連携**が不可欠。
- 景観計画の策定は予期せぬ開発行為等に対する**未然の抑止力**としての働きが期待できる。

→ 景観計画の策定・改定をお願いします

※ 国の予算や各種指針、参考資料の提供等、様々な支援策があります。

- ① 景観法運用指針の一部改正
- ② 今後の景観まちづくりのあり方報告書
- ③ 景観計画策定・改定の手引き&景観計画・まちづくりの質向上アイデア集

※ 支援策等を効果的に組み合わせご活用ください。

※ ご不明点はお気軽に本省または地方整備局までお問合せください。